

別表第1（第2条・第4条・第5条関係）

対象世帯の条件	補助単価（月額）		
	第1子	第2子	第3子等
1 次のいずれかに該当する世帯 ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯 ウ 2の項のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2 区市町村民税所得割非課税世帯又は3の項のうちひとり親世帯等	3,200円	6,200円	6,200円
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下の世帯（2の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	6,200円
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（2の項及び3の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,600円
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯（2の項から4の項までに掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,000円
6 1から5までに掲げる世帯以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

備考

- 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助若しくは葬祭扶助の併給世帯又は単給世帯とする。
- 2 本表において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯とは、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付若しくは葬祭支援給付の併給世帯又は単給世帯とする。